〇尼崎市の環境をまもる条例
平成12年12月26日
条例第51号

目次
前文
第1章　総則(第1条―第4条)
第2章　良好な環境の確保に関する基本的施策(第5条―第8条)
第3章　環境保全型社会の形成(第9条―第15条)
第4章　市、事業者及び市民の参画及び協働(第16条―第19条)
第5章　公害の防止等
第1節　公害の防止等に関する基本的施策(第20条―第25条)
第2節　公害の防止等に関する規制(第26条―第35条)
第3節　自動車公害の防止(第36条―第53条)
第6章　生活環境の保全
第1節　生活環境を阻害するおそれのある事業の規制(第54条―第59条)
第2節　空地の適正管理(第60条―第65条)
第3節　生活騒音の防止(第66条)
第4節　土砂等の適正管理(第67条・第68条)
第5節　路上駐車の抑制(第69条・第70条)
第7章　自然環境の保全
第1節　自然環境の保全に関する基本的施策(第71条)
第2節　緑化の推進(第72条―第76条)
第3節　保護樹木等の指定等(第77条―第83条)
第8章　地球環境保全(第84条―第86条)
第9章　雑則(第87条―第90条)
第10章　罰則(第91条―第96条)
付則

　人は、その長い歴史の中で、自らを取り巻く環境から有形、無形の恩恵を受けるとともに、環境に様々な影響を及ぼしながら、生活を営み、産業を興してきた。　環境は、すべての生命の源であり、人は、この生存の基盤としての環境を将来の世代と共有している。　しかしながら、自然に対して畏い敬の念を抱き、自然の摂理とともに生きた先人から受け継いだこのかけがえのない環境が、今、自然の持つ復元能力を超える規模にまで至った大量生産、大量消費、大量廃棄という経済効率優先の社会経済活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきており、将来にわたって健全な状態で維持されるかどうかの岐路に立っている。　我が国経済が成長を続ける中で工業都市として大きく貢献してきた私たちのまち尼崎においても、その過程で大気汚染を中心とする公害の発生により、多くの人的・物的被害が生じ、また、今日では、いわゆる都市・生活型公害や廃棄物の量の増大の問題に直面している。　もとより、私たちは、健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この環境を損なうことなく将来の世代に引き継いでいく責務を有している。　今、私たちには、今日の環境問題が、環境への配慮が不十分なまま事業活動や日常生活を営み続けてきた結果にほかならないことを深く認識し、その上に立って、自主的、積極的に身近な自然をはぐくむとともに、公害の防止をはじめ環境への負荷をできるだけ少なくするよう行動することが求められている。　ここに、私たちは、地域社会の構成員として、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、英知を結集して良好な環境をまもり、築きあげ、これを将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

第1章　総則

(定義)

第1条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　良好な環境　市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境をいう。

(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)　公害　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第22条において同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(市の責務)

第2条　市長は、良好な環境の確保に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2　市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の確保について特に配慮しなければならない。

(事業者の責務)
第3条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講じなければならない。
2　前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
3　前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の確保に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
4　事業者は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(以下「公害等」という。)に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
(市民の責務)
第4条　市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の確保に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
第2章　良好な環境の確保に関する基本的施策
(施策の策定に係る基本方針)
第5条　市長は、良好な環境の確保に関する施策を策定するに当たっては、次の各号に掲げる基本方針に基づかなければならない。
(1)　大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
(2)　緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いができる環境を確保すること。
(3)　水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を活いかした美しい景観の形成等により、潤いと安らぎのある環境を確保すること。
(4)　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、環境の保全に関する技術の活用等により、地球環境保全に資すること。
(環境基本計画の策定)
第6条　市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　良好な環境の確保に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱
(2)　前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
4　市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、尼崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。
5　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
6　第3項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(市民等の意見の反映)
第7条　市長は、良好な環境の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるように努めなければならない。
(国等との協力)
第8条　市長は、良好な環境の確保に関する施策で広域的な取組を必要とするものの策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。
第3章　環境保全型社会の形成
(環境保全型社会の形成)
第9条　市長、事業者及び市民は、社会経済活動その他の活動において、自主的かつ積極的に環境への配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、良好な環境が将来にわたって確保される環境保全型社会の形成に努めなければならない。
(公共的施設の整備等)
第10条　市長は、汚泥のしゅんせつその他の良好な環境を確保するための事業の推進及び廃棄物の公共的な処理施設その他の良好な環境の確保に資する公共的施設の整備に努めなければならない。
2　尼崎市公営企業管理者は、良好な環境を確保するための事業で下水道に係るものの推進及び下水道の整備に努めなければならない。
3　市長は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めなければならない。
(平30条例18・一部改正)
(環境影響評価の推進)
第11条　市長は、土地の形状の変更、工作物の新設その他環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者がその実施に当たりあらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その

結果に基づき当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。
(施設の整備等の促進)
第12条　市長は、事業者又は市民がその事業活動又は日常生活に伴う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の良好な環境を確保するための適切な措置を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(資源の循環的な利用等)
第13条　市、事業者及び市民は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。
(環境管理の実施)
第14条　市及び事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷を低減するための環境管理(環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び計画の達成に向けた体制の整備並びにこれらの検証を行うことをいう。)の実施に努めなければならない。
(良好な環境の確保に関する協定の締結)
第15条　市長は、必要があると認めるときは、事業者との間において公害の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減その他の良好な環境の確保に関する協定を締結することができる。
2　前項の協定の締結について市長から要請を受けた事業者は、これに応ずるように努めなければならない。
3　市長は、第1項の協定を締結したときは、その旨を公表しなければならない。
4　前2項の規定は、第1項の協定の変更について準用する。
第4章　市、事業者及び市民の参画及び協働
(市、事業者及び市民の参画及び協働)
第16条　市、事業者及び市民は、地域社会の構成員として、参画及び協働の理念に基づき、自主的かつ積極的に良好な環境を確保するための活動に取り組むように努めなければならない。
(環境に関する教育及び学習の振興等)
第17条　市長は、事業者及び市民が良好な環境の確保に関して理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の確保に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(環境に関する情報の提供)
第18条　市長は、環境の状況その他の良好な環境を確保するために必要な情報を事業者及び市民に提供するように努めなければならない。
(民間団体等の自発的な活動の促進)
第19条　市長は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の確保に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
第5章　公害の防止等
第1節　公害の防止等に関する基本的施策
(環境上の基準)
第20条　市長は、良好な環境を確保するために必要な大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準(以下「環境上の基準」という。)を定めるものとする。
2　環境上の基準については、常に適切な検討が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
3　第6条第4項及び第5項の規定は、環境上の基準の設定及び改定について準用する。
第21条　市長は、公害の防止に関する施策を適切に講ずることにより、環境上の基準が確保されるように努めなければならない。
(監視、測定等及び公表)
第22条　市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に関し、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。
2　市長は、前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。
(土壌の汚染に係る措置)
第23条　市長は、土壌の汚染による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(健康等調査及び被害者救済)
第24条　市長は、必要に応じ、関係機関の協力を得て、公害が市民の健康等に及ぼす影響について調査しなければならない。
2　市長は、公害に係る被害者の救済について、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(苦情の処理)
第25条　市長は、公害等に関する苦情については、これを適切に処理するように努めなければならない。
第2節　公害の防止等に関する規制
(事業者による常時監視)
第26条　事業者は、その管理に係るばい煙等(ばい煙、粉じん、汚水(廃液を含む。)、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。)の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(事業者によるばい煙等の減少の努力)
第27条　事業者は、その事業活動に伴って発生させるばい煙等の量等が法令に違反しない場合においても、良好な環境の確保に資するため、当該量等の減少に努めなければならない。
(炭化水素系物質の拡散防止)
第28条　工場又は事業場を設置している者で、ガソリン、軽油その他規則で定める炭化水素系物質を規則で定める容量を超えて貯蔵することができる施設を設置しているものは、当該炭化水素系物質の大気中への拡散を防止するため、規則で定める設備を設置しなければならない。
(改善命令等)
第29条　市長は、前条に規定する設備を設置せず、又は設置した設備では炭化水素系物質の大気中への拡散を防止できないと認めるときは、同条に規定する設備の設置又は設備の改善を命ずることができる。
(燃焼行為の制限)
第30条　何人も、燃焼に伴い著しく大気を汚染し、若しくは悪臭を発生するおそれのある合成樹脂、ゴムその他規則で定める物質又は多量の木材を燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他大気の汚染又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。
(措置命令)
第31条　市長は、前条の規定に違反して燃焼行為が行われていることにより、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。
(公表)
第32条　市長は、第30条の規定に違反して燃焼行為を行っている者が前条の規定による命令に従わないときは、その氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。第57条及び第63条において同じ。)、違反の事実等を公表することができる。
(建築物用地下水の採取の届出)
第33条　建築物用地下水(建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第2条第1項に規定する建築物用地下水をいう。次条において同じ。)を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
(勧告)
第34条　市長は、前条の届出があった場合において、地盤沈下の防止のために必要があると認めるときは、当該採取者に対し、建築物用地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。
(事故時の措置)
第35条　工場又は事業場を設置している者は、その事業の用に供する施設について、故障、破損その他の事故が発生したことによりばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させたときは、直ちに、当該事故についての応急の措置を講じ、かつ、当該事故を速やかに復旧するように努めなければならない。
2　前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故が規則で定める程度を超えるものであるときは、当該事故に係る工場又は事業場を設置している者は、当該事故の状況並びに当該事故についての応急の措置の内容及び復旧工事に関する計画を市長に報告しなければならない。
第3節　自動車公害の防止
(自動車公害の防止に関する基本的施策の策定)
第36条　市長は、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運行に伴って生ずる公害(以下この節において「自動車公害」という。)を防止するため、関係機関と協力して、職住配置、沿道土地利用、交通体系等の総合的な構想に基づいた自動車公害の防止のために必要な基本的施策の策定に努めなければならない。
(自動車の交通総量の抑制に関する施策の推進)
第37条　市長は、自動車公害の防止に資するため、関係機関と協力して、自動車の交通総量の抑制のために必要な方策を調査し、及び研究するように努めなければならない。
2　市長は、前項の調査及び研究に基づき、自動車の交通総量の抑制のために必要な施策を講ずるように努めなければならない。
(沿道環境保全条件の設定等)
第38条　市長は、自動車公害の著しい道路又は著しくなるおそれのある道路について、当該道路の構造、自動車の交通状況、沿道の土地利用形態等の相関関係を究明し、その結果に基づき、当該道路の周辺地域の良好な環境を確保するために必要な条件(次項において「沿道環境保全条件」という。)を定めるものとする。
2　市長は、沿道環境保全条件を定めた場合は、関係機関と協力して、当該沿道環境保全条件に基づき、必要な措置が講じられるようにするものとする。
(公共交通機関の利用の促進等)
第39条　市長は、自動車の交通総量の抑制に資するため、関係機関と協力して、鉄道、バス等旅客を大量に輸送する機関(以下この項において「公共交通機関」という。)が、その機能を十分に果たせるような条件の整備に努めるとともに、公共交通機関の利用の促進に努めなければならない。
2　自動車の保有者及び運転者(以下「保有者等」という。)は、市長が行う自動車の交通総量の抑制に関する施策に協力するため、自動車の運行を自粛するように努めなければならない。
(貨物輸送の適正化)
第40条　事業者は、市長が行う自動車の交通総量の抑制に関する施策に協力するため、自動車による貨物輸送に

ついて、走行台数、走行距離及び走行時間帯の適正化を図るように努めなければならない。
(市道管理指針の設定)
第41条　市長は、市道の周辺地域における良好な環境を確保するため、市道の管理指針を定め、当該管理指針に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
(環境保全道路の指定)
第42条　市長は、市道のうち、沿道の生活環境を保全する必要があると認める道路について、自動車の交通状況、沿道の土地利用形態等を考慮し、当該道路を環境保全道路に指定することができる。
2　市長は、環境保全道路を指定しようとするときは、所轄警察署長と協議しなければならない。
3　市長は、環境保全道路を指定しようとするとき及び指定したときは、市民及び事業者に対し、理解を求め、協力を要請するものとする。
4　市長は、環境保全道路を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
5　何人も、環境保全道路の沿道においては、第54条第1項第2号に規定する生活環境を阻害するおそれのある施設を設置しないように努めなければならない。
(環境への負荷の少ない自動車の購入等)
第43条　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガス(自動車から排出される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第4条に規定する物質をいう。以下同じ。)を発生しない自動車若しくは排出ガスの発生量の少ない自動車又は騒音の小さい自動車(以下この条においてこれらを「環境への負荷の少ない自動車」という。)を購入し、又は使用するように努めなければならない。
2　自動車の販売事業者は、環境への負荷の少ない自動車を販売するように努めなければならない。
3　市長は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用を促進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(排出ガスの点検)
第44条　保有者等は、その保有し、又は運転する自動車が道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備をしなければならない自動車であるときは、当該定期点検整備の際に、排出ガスに関する点検を行うように努めなければならない。
2　市長は、保有者等が前項の排出ガスに関する点検を行った場合には、その旨が明らかになるような措置を講ずるものとする。
(自動車の分解整備事業者の排出ガス測定態勢の整備)
第45条　自動車の分解整備事業者は、常に排出ガスを測定できる態勢を整えるように努めなければならない。
(自動車の適正な運転)
第46条　保有者等は、自動車の適正な運転を行うことにより、排出ガス、騒音及び振動を最小限度に抑制するように努めなければならない。
(緊急時における協力義務)
第47条　保有者等は、光化学スモッグに関する注意報、警報又は重大警報(以下この条において「注意報等」という。)が発令されているときは、当該注意報等に係る地域における自動車の運行を自主的に制限し、自動車公害の防止に協力しなければならない。
(輸送貨物の適正管理)
第48条　保有者等は、貨物の過積、飛散等による自動車公害を防止するため、輸送貨物を適正に管理するように努めなければならない。
2　自動車による貨物輸送を依頼する者は、保有者等の輸送貨物の適正な管理に協力しなければならない。
(沿道土地利用計画)
第49条　市長は、自動車公害の著しい道路又は著しくなるおそれのある道路の周辺地域の良好な環境を確保するため、関係機関と協力して、当該道路の構造、自動車の交通状況、沿道の土地利用形態等を考慮して当該道路の沿道の土地利用に関する計画(次条において「沿道土地利用計画」という。)を定めるものとする。
(沿道土地利用計画の推進)
第50条　市長は、沿道土地利用計画を積極的に推進するために必要な措置を講じなければならない。
2　市長は、国道及び県道に係る沿道土地利用計画の推進に当たっては、当該道路の道路管理者に対し、協力を求めなければならない。
(特定建築物の建築主の義務)
第51条　自動車騒音の著しい道路の周辺地域において、譲渡又は賃貸を目的とする主として住居の用に供される建築物で規則で定めるもの(以下「特定建築物」という。)を新築しようとする建築主は、当該特定建築物に入居する者の自動車騒音による生活環境への影響を防止するため、規則で定める自動車騒音防止設備基準に適合する設備を設置しなければならない。
2　第6条第4項の規定は、特定建築物の範囲及び前項の自動車騒音防止設備基準の設定、変更及び廃止について準用する。
(特定建築物の新築の届出)
第52条　特定建築物を新築しようとする建築主は、規則で定めるところにより、その旨及び自動車騒音の防止に係る設備計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
(指導及び勧告)
第53条　市長は、前条の規定による届出に係る特定建築物の自動車騒音防止設備が、第51条第1項に規定する自動車騒音防止設備基準に適合していないと認めるときは、特定建築物を新築しようとする建築主に対し、自動車

騒音の防止のために必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。
第6章　生活環境の保全
第1節　生活環境を阻害するおそれのある事業の規制
(事前協議)
第54条　次に掲げる事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。当該届出に係る事項で規則で定めるものを変更しようとするときも、同様とする。
(1)　次に掲げる用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該区分に定める用途に供する建築物(当該用途と他の用途が併用される建築物を含む。)を建築する事業で、当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ1,000平方メートル以上のもの(増築する事業にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ1,000平方メートル以上のもの)
　ア　第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域　物品販売業を営む店舗
　イ　第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域　旅館及びホテル(尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例(昭和58年尼崎市条例第46号)第2条第1項第2号に規定するラブホテルに該当するものを除く。)

　ウ　工業地域　共同住宅
(2)　工業地域及び工業専用地域を除く用途地域内の次に掲げる施設(現に次に掲げる施設(オ及びカを除く。)に該当していない施設が拡張により、新たに次に掲げる施設に該当することとなる場合を含む。)(以下「生活環境を阻害するおそれのある施設」という。)を使用して行う事業
　ア　床面積の合計が50平方メートル以上又は敷地面積が150平方メートル以上の工場及び作業場(建築その他の工事現場を除く。)
　イ　床面積の合計が50平方メートル以上又は敷地面積が150平方メートル以上の倉庫及び物置場
　ウ　床面積の合計又は敷地面積が500平方メートル以上の駐車場
　エ　敷地面積が500平方メートル以上のトラックターミナル
　オ　給油取扱所
　カ　アからオまでに掲げる施設について規則で定める拡張をする場合における当該拡張に係る施設
2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、同項の規定による届出を要しない。
(1)　都市計画法第29条第1項第3号に規定する建築物を建築する事業及び当該建築物又はその敷地内に設置された生活環境を阻害するおそれのある施設を使用して行う事業
(2)　都市計画法第34条の2第1項に規定する都道府県等が行う事業
(3)　都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行として行う建築物を建築する事業及び当該市街地再開発事業の施行により設置された生活環境を阻害するおそれのある施設(前項第2号カに該当するものを除く。)を使用して行う事業
(4)　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第2条第4号に規定する住宅街区整備事業の施行として行う建築物を建築する事業及び当該住宅街区整備事業の施行により設置された生活環境を阻害するおそれのある施設(前項第2号カに該当するものを除く。)を使用して行う事業
(5)　その他生活環境を阻害するおそれがないと認められる事業で規則で定めるもの
3　市長は、生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
4　市長は、前項の勧告に従わない者及び第1項の規定による届出をしない者に対し、同項の事業の停止、計画の変更、原状の回復等生活環境を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
5　第6条第4項の規定は、第1項の事業の範囲を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。
(平13条例20・平19条例48・一部改正)
(位置制限)
第55条　生活環境を阻害するおそれのある施設のうち別表第1施設の欄に掲げるものは、学校、児童福祉施設、老人福祉施設、病院その他これらに類する施設のうち規則で定めるものの敷地の境界から、同欄に掲げる施設の区分に応じ、同表制限距離の欄に定める距離内に設置してはならない。ただし、市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。
(自動車の出口及び入口)
第56条　生活環境を阻害するおそれのある施設のうち別表第2施設の欄に掲げるものの自動車の出口及び入口は、同欄に掲げる施設の区分に応じ、同表道路の幅員の欄に定める幅員以上の幅員の道路に接しなければならない。ただし、市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。
2　前項に定めるもののほか、生活環境を阻害するおそれのある施設のうち駐車場並びに床面積の合計又は敷地面積が500平方メートル以上の倉庫及び物置場の自動車の出口及び入口は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条に規定する歩行者用道路又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和41年政令第103号)第4条に規定する通学路(幅員10メートル以上のものを除く。)に接してはならない。ただし、市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。
(表示板の掲出)
第57条　第54条第1項に規定する届出をした者は、規則で定めるところにより、その氏名、事業の概要その他の規則で定める事項を記載した表示板を事業予定地の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。ただし、当該届出に係る事業に関して尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第27条第1項の規定による

表示板を掲出した場合にあっては、この限りでない。
(地位の承継)
第58条　第54条第1項に規定する届出をした者から、その届出に係る事業を譲り受け、又は生活環境を阻害するおそれのある施設を借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。
2　第54条第1項に規定する届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該届出に係る事業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定により第54条第1項に規定する届出をした者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
(平13条例21・一部改正)
(事業に関する説明等)
第59条　第54条第1項に規定する届出に係る事業によって生活環境に影響を受け、又は受けるおそれのある住民(次項において「関係住民」という。)は、第57条の規定による表示板が掲出された日(同条ただし書の場合にあっては、尼崎市住環境整備条例第27条第1項の規定による表示板が掲出された日)から起算して2週間以内に、当該第54条第1項に規定する届出をした者に対し、当該事業に関する説明を求めることができる。
2　前項の規定により関係住民から第54条第1項に規定する届出に係る事業に関する説明を求められた者は、速やかに、これに応じなければならない。
3　前項の規定により第54条第1項に規定する届出に係る事業に関する説明を行った者は、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。
第2節　空地の適正管理
(空地の所有者等の義務)
第60条　現に人が使用していない土地及び野積場、露天駐車場、鉄道敷等で規則で定めるもの(以下この節において「空地」という。)の所有者、占有者又は管理者(以下この節において「所有者等」という。)は、その空地を適正に管理して常に良好な環境の確保に努め、雑草が繁茂しない措置、廃棄物が不法に投棄されない措置その他必要な措置を講じなければならない。
(指導及び勧告)
第61条　市長は、空地が雑草の繁茂又は廃棄物の投棄を招く原因となる状態等であって、次の各号のいずれかに該当する状態(以下「不良状態」という。)又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、不良状態又は不良状態になるおそれの解消について、必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。
(1)　人の健康を害するとき。
(2)　犯罪又は災害等を誘発するとき。
(3)　周囲の美観を著しく損なうとき。
(4)　その他良好な環境を著しく害するとき。
(措置命令)
第62条　市長は、所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、不良状態又は不良状態になるおそれの解消について必要な措置をとるよう命ずることができる。
(公表)
第63条　市長は、所有者等が前条の規定による命令に従わないときは、その氏名、空地の所在等を公表することができる。
(利用計画等の報告)
第64条　市長は、規則で定める面積以上の空地の所有者等に対し、空地の適正な管理上必要があると認めるときは、当該空地の利用計画及び管理計画を報告させることができる。
(空地の活用)
第65条　市長は、空地の適正な管理と地域住民の福祉の向上を図るため必要があると認めるときは、空地の活用について、その所有者等と協議することができる。
第3節　生活騒音の防止
(生活騒音の防止)
第66条　市民は、主として住居の用に供されている地域においては、音響機器の使用、楽器の演奏、空気調和機器の稼動、自動車のエンジンの空ぶかし等日常生活に伴って発生する騒音の防止に努めなければならない。
第4節　土砂等の適正管理
(工事施行者の義務等)
第67条　土木工事、建築工事等を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材等が道路その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。
2　市長は、前項の規定に違反して当該公共の場所の環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認められるときは、当該工事を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。
(土砂等の運搬の届出等)
第68条　同一道路を反復して、土砂、廃材、資材、汚泥等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
2　市長は、良好な環境を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

第5節　路上駐車の抑制
(路上駐車の抑制)
第69条　保有者等は、道路上では生活環境に支障を及ぼさないように駐車しなければならない。
2　市長は、関係機関と協力して自動車が道路上に駐車されている状況を調査し、保有者等に対し、生活環境に支障を及ぼさない駐車について必要な指導をすることができる。
(事業者の責務)
第70条　事業者は、その従業員が通勤のために使用する自動車を道路上に駐車しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。
第7章　自然環境の保全
第1節　自然環境の保全に関する基本的施策
(計画の策定)
第71条　市長は、良好な環境を確保するため、緑化の推進のほか文化的遺産の保護を含む自然環境の保全に関する計画を定めるものとする。
第2節　緑化の推進
(公共的施設の緑化)
第72条　市長は、その管理する道路、公園、広場その他の公共的施設について、緑化を推進するために必要な措置を講じなければならない。
2　国、県その他公共的団体は、その管理する道路、公園、学校、住宅団地等の施設について、緑化を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(市民の所有地等の緑化)
第73条　市民は、その所有する土地又は占有する土地の緑化を図らなければならない。
(工場緑化)
第74条　規則で定める面積以上の敷地を有する工場又は事業場の所有者又は管理者は、その敷地面積に応じて、規則で定めるところにより、工場又は事業場の敷地その他市長が定める場所の緑化を図らなければならない。
2　前項の規定により緑化を図る場合にあっては、地域の景観の向上に配慮しなければならない。
(空地の緑化)
第75条　市長は、緑化を図る必要があると認める空地の所有者又は占有者に対し、当該空地の緑化を図るように要請するものとする。
2　前項の要請を受けた空地の所有者又は占有者は、緑化を図るように努めなければならない。
(緑化を促進するための措置)
第76条　市長は、この条例の定めるところにより緑化を図ろうとする者に対し、緑化を促進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
第3節　保護樹木等の指定等
(保護樹木等の指定)
第77条　市長は、良好な環境を確保するために保護すべき樹木又は樹木の集団(以下「保護樹木等」という。)を指定することができる。
(標識の設置)
第78条　市長は、保護樹木等を指定したときは、その保護樹木等の所在する土地に、これを表示する標識を設置しなければならない。
2　前項に規定する土地の所有者又は占有者(以下この節において「所有者等」という。)は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
3　何人も、第1項の規定により設置された標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊してはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、移転することができる。
(所有者等による保護等)
第79条　所有者等は、保護樹木等の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。
2　所有者等が変更したときは、新たに所有者等になった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
3　保護樹木等が滅失し、又は枯死したときは、所有者等は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(行為の制限)
第80条　何人も、規則で定める場合を除き、保護樹木等を損傷し、又は伐採してはならない。
(原状回復命令等)
第81条　市長は、保護樹木等を保護するために特に必要があると認めるときは、前条の規定に違反した者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(助言、指導及び助成)
第82条　市長は、保護樹木等を保護するために必要があると認めるときは、所有者等に対し、必要な助言、指導又は助成をすることができる。
(文化的遺産の保護)
第83条　市長は、文化的遺産を保護するため、その周辺環境と一体となった保全措置を講じなければならない。

第8章　地球環境保全
(地球環境保全に関する施策の推進)
第84条　市長は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるとともに、地球環境保全に関する国際的な連携を図るように努めなければならない。
(行動計画の策定等)
第85条　市長は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する行動に関する計画を定めるとともに、これを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(温室効果ガスの抑制等)
第86条　市長は、地球の温暖化の防止に資するため、自らの事務及び事業に関し、地球の温暖化の原因となる二酸化炭素その他規則で定める物質(次項において「温室効果ガス」という。)の排出の抑制等に努めなければならない。
2　市長は、事業者及び市民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を促進するため、地球の温暖化の防止に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。
第9章　雑則
(報告の徴収)
第87条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、又は害するおそれのある者に対し、必要な事項を報告させることができる。
(立入検査)
第88条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場、事業場、工事現場、建築物の敷地、保護樹木等の所在する土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類、機械、設備、建築物、保護樹木等その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(公害等紛争調整委員会の設置)
第89条　公害等に係る紛争の調整を行うため、尼崎市公害等紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　委員会は、委員10人以内で組織する。
3　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　公害等に係る紛争の処理に経験を有する者
(3)　関係行政機関の職員
4　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
(委任)
第90条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
第10章　罰則
(罰則)
第91条　第54条第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。
第92条　次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。
(1)　第29条の規定による命令に違反した者
(2)　第31条の規定による命令に違反した者
(3)　第81条の規定による命令に違反した者
第93条　次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。
(1)　第54条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2)　第62条の規定による命令に違反した者
(3)　第67条第2項の規定による命令に違反した者
第94条　次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。
(1)　第35条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(2)　第78条第2項又は第3項本文の規定に違反した者
(3)　第87条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(4)　第88条第1項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者
第95条　次のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金又は科料に処する。
(1)　第52条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2)　第68条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(両罰規定)
第96条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第91条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。
付則
(施行期日)
1　この条例は、平成13年2月1日から施行する。ただし、第28条、第29条、第92条第1号及び第96条(第92条第1号

の規定に該当する場合に限る。)の規定は、同年7月1日から施行する。
(尼崎市民の環境をまもる条例等の廃止)
2　次に掲げる条例は、廃止する。
(1)　尼崎市民の環境をまもる条例(昭和48年尼崎市条例第3号)
(2)　尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例(昭和48年尼崎市条例第29号)
(経過措置)
3　この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の尼崎市民の環境をまもる条例(以下「旧条例」という。)第68条の規定により指定されている保護樹木等は第77条の規定により指定された保護樹木等と、旧条例第69条第1項の規定により設置されている標識は第78条第1項の規定により設置された標識と、旧条例第75条の4の規定により掲出されている表示板は第57条の規定により掲出された表示板と、旧条例第85条の18第1項の規定により規則で定められている特定建築物及び自動車騒音防止設備基準は第51条の規定により規則で定められた特定建築物及び自動車騒音防止設備基準とみなす。
4　この条例の施行の際現に旧条例第88条第3項の規定による公害紛争調整委員会の委員の職にある者は、第89条第3項の規定により公害等紛争調整委員会の委員に委嘱された者とみなす。
5　前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた届出その他の手続又は勧告、命令その他の行為は、それぞれ、この条例の相当規定によりなされた届出その他の手続又は勧告、命令その他の行為とみなす。
6　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(委任)
7　付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。
(尼崎市住環境整備条例の一部改正)
8　尼崎市住環境整備条例の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
付則(平成13年5月18日条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。
付則(平成13年5月23日条例第21号)
この条例は、公布の日から施行する。
付則(平成19年10月19日条例第48号)抄
この条例は、平成19年11月30日から施行する。(後略)
付則(平成30年3月6日条例第18号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。